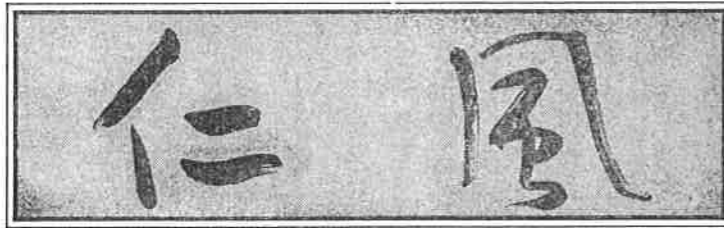


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



住宅地が9年ぶりに上昇 2017年公示地価

国土交通省が2017年3月21日発表した公示地価(1月1日時点)は、住宅地の全国平均が前年比0.022%上昇とほぼ横ばいながらも、2008年以来9年ぶりにプラスに転じた。

地方圏は0.4%下落したが、東京、大阪、名古屋の3大都市圏が0.5%上昇したほか、地方圏の中でも札幌、仙台、広島、福岡の中核4市が2.8%上昇と高い伸びを示し、全国平均を押し上げた。

住宅地はリーマン・ショック以来の下落に歯止めをかけた格好。政府・日銀のマイナス金利政策や住宅ローン減税など住宅需要の下支え効果があったとみられる。ただ、都市部では地価の過熱感を警戒する声も出ている。

商業地は1.4%上昇し、2年連続でプラスとなった。3大都市圏が3.3%と4年連続で上昇。このうち、訪日外国人観光客でにぎわう大阪圏は4.1%上昇と高い伸びを示した。

円滑な事業承継が課題 中小企業白書2017

中小企業庁は、2017年版「中小企業白書」をとりまとめた。経営者の高齢化、人材不足の深刻化といった構造的課題を抱える中、事業と経営資源を次世代へ円滑に承継することなどの

重要性を指摘している。

白書によると、現在の中小企業の経営者は、企業規模が小さくなるほど高齢化の傾向が強くなり、さらに高齢の経営者ほど投資への意欲などが保守的な傾向が強まることがわかった。

事業承継に関しては、親族内承継に比べて親族外承継で資産の引き継ぎへの対応が遅れている現状を指摘。経営者が後継者の選定に併せて計画的な準備を進めることに加え、金融機関や中小企業の支援機関などが連携しながら多様な課題についてきめ細かくサポートすることが重要となっている。

学生アルバイトに奨学金 入社すれば全額返済免除

飲食店グループのY社は大学生アルバイトを対象に奨学金制度を導入する。入学金や毎年の学費分の資金を貸与する。

卒業後に入社すれば全額返済を免除する。在学中に週3日以上働くことが条件。勤務態度や学業状況などを踏まえたうえで選考する。卒業後、同社に入社し、4年以上勤務すれば全額返済を免除する。外食の業界団体に加盟する同業他社に入社した場合でも奨学金の半額を免除する。

人手不足が深刻化する中、経済的な問題を抱える大学生を支援することで外食産業を支える人材を確保、育成する。

消費者物価指数

総務省が毎月発表する小売物価統計調査を元に作成される指標。全国の世帯が購入する各種の商品・サービスの価格等を総合して、平均的な物価変動を測定する。国民の生活水準を示す指標の一つとなっている。

物価は、経済活動が活発となり需給がひっ迫してくると上昇率が高まり、経済活動が停滞し需給がゆるむと上昇率が低下する傾向がある。このため、消費者物価指数は「経済の体温計」とも呼ばれている。

国民年金や厚生年金などは、物価変動に応じて実質的な給付水準を見直すことが法律で定められており、この物価の動きを示す指標として消費者物価指数が使われている。

誌上ギャラリー

松嶋 楠城

昭12.5~平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(株エピック社刊)より



P 65 No.30
「さくらちる富士がまっしろ」
(作評)
無くなったものとの対比で鮮明になることもある。事実から「ハツとする。」ことは、よくあることである。強調した「まっしろ」は、まさに、それを物語っている。

喜寿記念「あめ・つち」柴山抱海書展
於 鳥取大丸 5F 催場
平成29年5月10日(水)~15日(月)



柴山 抱海

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

「遇」
(説明)
濃墨の一文字。どこか人と人が行き交う息吹が聞こえてきそうな、そんな気配が窺える作品。文字数の少ない作品は、余白の白との調和も重要である。巧妙さが無い分、漢字の重量感で釘付けになる。

さきづけ・あとづけ 『窓口・電子・相続』 Vol.XV (seq.171)

平成29年5月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

- 5月の連休となると、とてもあったかい日 comes. それでも、季節の変わり目ですので、気圧の谷が2回くらいは通りますが、若いころは、春スキーということでスキーを背負って出かけたものでした。リフトも無い中、何時間か歩いて目的地に着くのですが、忙しい仕事から解放されてのそれは、楽しい思い出です。
- さて、今時の若い人たちの働き方の大変さは、情報管理の徹底など仕事の環境が大きく変わり、仕事と私生活がよりはっきりと分離されたように思います。行政の窓口の整備は、ここ数年、目を見張るものがあります。とりわけ、窓口に行って心安く話をし、相談をすることなど、極めて少なくなりました。自分など窓口での相談は、皆無に近い状況ですが、時代の中では、電子申告が今の形の窓口事務に貢献しており、省力化にも相当に役に立っていると言えるかも知れません。平成28年の個人の確定申告処理も終わり、やれやれと思っておりましたが、4月の下旬近くのこと、法人税においては、数年後には電子申告が義務化されるという新聞報道に、やはり、来るものが来たなという感じで受け取りました。幸い、当方は、ほぼ、電子申告で対応しておりますので、胸を撫で下ろしたところでした。
- さて、個人の確定申告期間が終了して2週間が経ったころ、税理士の添付書面による意見聴取の案件や資料の追加などの要請、法定調書の提出しようなど、いろいろな角度から、文書での連絡が徹底してきたと感じます。まさに、これも時代の流れのように思いますが、国税庁の総合管理システムが、従前にもまして、きめ細かくなり、着実に機能してきているのだと思います。マイナンバーの提出も、もう少しすれば、皆の意識も変わり、きちんとなくなっていくことでしょうか。きちんとしなければ、文書での依頼が来るのだということが出ず側が分かってくるので、当初からの提出資料も、申告書をはじめ、法定調書など、より精度が高くなるのではと思うところでした。
- そう言えば、最近、相続税の案件に触れることが増えてきましたが、相続税の申告は、すべて固有の事情が多く、頭を痛めることが多いのが特徴とも言えます。当方など、相続税の申告においては、真っ先に相続人が協力していくことの取り付けをしています。ところが、そんな中、今度は、相続人や受遺者の人数の多さに申告書作成システムが対応できていない案件が出てきました。急遽、役所の資産税部門の経験者の協力を得て対応していくことといたしました。このような場合、すべて自分で仕事を抱えてしまうとニッチもサッチもいなくなる可能性がありますので、依頼者の了解を得て、何とか対応していかうかと思いついておりました。それにしても、相続税の申告期限の10ヶ月は、時間があるようで意外と短いものです。相続税の申告は、昨今は、公正証書遺言のものが増えたように思いますが、遺言執行人との間合いが微妙なケースもあり、気を揉むこともあります。また、相続人は、遺言執行人に対する報酬と相続税申告の報酬と負担が多くなりますが、公正証書遺言は、被相続人の思いを伝えながら、自分の財産をスムーズに次世代に引き継ぐには、かなりの効果があるように思います。
- さて、私が監事をしている公益社団法人四谷法人会の青柳会長が財務大臣表彰を受賞され、そのお祝いが催されるので案内が参りました。本業の傍ら、長い間、法人会活動に尽力されたことは、大変なことであつたらうと思います。ご案内のとおり、四谷の地域は、古くからの地域は、古くからの二代目、三代目は当たり前のところ、落ち着いた風情は、人にやさしい地域だし、繋がりも強いものがあると感じます。青柳会長が地域の会社経営者とのコミュニケーションを図りながら会員と切磋琢磨されたことは、容易に想像できることです。当方も、法人会の理事会には、10数回出ておりますので、会長の丁寧な対応が、いろいろな場面での解決に結び付けており、的確にとりまとめられる光景に接し、素晴らしい会務運営をされていると感じております。今回のお祝いは、若い理事からの声を受けて副会長が発起人となって設営されましたが、まさに、会長の人が、そうさせているのだと思いました。
- この4月5日は、洗滌とした新人たちが街を颯爽と行き交う時期です。70歳を過ぎた自分も「もう少し...。」と自問自答しながら、今日も都会の雑踏の中におります。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



社員が作成したデザイン 著作権者は会社か社員か —職務(法人)著作について

業務上、従業員にチラシや販促物のデザインなどの作成を依頼することはあると思います。しかし、そのデザインやイラストなどの著作権者は会社なのか従業員なのかをめぐりトラブルになるケースがあります。そこで今回は業務上作成したデザインなどの著作権について取り上げます。

著作権は、著作者に帰属し、著作者は著作物を創作する者となります。そして著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」と定義されています。つまり、その著作物を具体的に表現した人が著作者であり、著作権者となります。その創

作のためにお金を出しただけの人は著作者とはなりません。これが原則です。

ということは、社員がデザインしたチラシなどの著作物は、会社ではなく実際に手を動かして作成した社員であり、その社員が著作権者ということになります。そして社員が著作権者となってしまうと、会社はチラシなどを複製・改変する場合は、いちいち社員の許諾が必要になり、業務的にも大きな支障が出てしまいます。

これでは会社は納得がいけないでしょう。デザインを実際に制作したのは社員であっても、会社は社員に給与を支払っていますし、会社のパソコンなどを利用して、制作にかかるコストも会社が負担しているからです。そこで、法律では「職務(法人)

●職務著作の5要件●

- ① 法人の発意(意思)に基づき創作された著作物であること
- ② 法人の業務に従事する者が創作した著作物であること
- ③ 職務上創作した著作物であること
- ④ 法人の著作名義で公表された著作物であること
- ⑤ 契約や就業規則その他に別段の規定がないこと

著作」という制度を規定しています。おおまかに言うと、会社の従業員が業務として著作物を創作し、その著作物を会社の成果として発表した場合、その著作物は会社となり、すべての著作権は自動的に会社に帰属するというものです。作成したのが社員でも、会社がさまざまな点を負担していることから、その成果は会社に帰属させるべきという考え方にともなっています。

■職務著作が認められる要件■
以下の①～⑤の要件を満たすことが必要とされます。

① 法人等の発意(意思)に基づき創作された著作物であること
法人によって著作物を創作するという意思が直接または間接的に示される必要があります。例えば、「著作物創作の業務命令」や「使用者による企画立案」がこれにあたります。

② その法人の業務に従事する者が創作した著作物であること
「法人の業務に従事する者」とは、法人と雇用契約を結んでいる者に限らず、法人の指揮監督下で業務を行う者も含まれます。派遣社員やパートの場合も職務上作成したものであれば同様に考えるのが一般的です。法人と雇用関係のない外部者に委

託して創作した著作物については、法人が著作者になることはありません。

③ その法人の職務上創作した著作物であること
前記①、②の要件に基づき、法人の従業員が著作物を「職務」として創作するものであることが条件です。従業員が単に「独自に創作した著作物」については法人が著作者とはなりません。

④ その法人の著作名義で公表された著作物であること
法人が創作された著作物を公表するにあたり、従業員の氏名を著作者として表示した場合、公表する著作物の著作者は従業員であり、法人は著作者とはなりません。

法人が著作者となるためには、法人等の名称を著作者として表示する必要があります。

例えば、「このチラシの著作権は、〇〇株式会社帰属します」などのような表示を行うことが必要です。

⑤ その法人の内部契約や就業規則等に別段の規定がないこと
法人の内部における雇用契約や就業規則等に、例えば、「業務上創作した著作物の著作権は、著作物を創作した従業員に帰属する」などの規定がないことが必要です。



競合他社との差別化 自社の強みを明確に

■顧客志向の差別化戦略を

競合他社との差別化はビジネスの成否に関わる重要な要素です。差別化とは、競合他社と比べて何が優れているか、顧客にとってどんな価値があるのかを明確にする戦略といえます。そこで今回は、他社との競争に打ち勝つ「差別化戦略」について考えてみます。

差別化とは、競合他社と比較して優位な違いを持つことであり、これにより、顧客に自社の商品・サービスを選んでいただけるような戦略を

展開することといえます。ただ、どのように差別化すればいいのか、なかなか具体的なイメージがわかないことも多いと思います。

差別化の最終目標は「利益の確保」です。苦勞して取り組んだ差別化が利益確保につながらなければ、本来の意味での差別化とはいえません。他社との差別化を図るためには主に2つの方法が考えられます。

一つ目の代表的な手法が「コスト優位」です。「コスト戦略」(安く売るための薄利多売の販売方式)を取る企業は、競合他社よりも安く商品を提供できる優位性があるということです。競合相手よりも少し安く売れば儲かるという図式ですが、価格を下げるには限界があります。競合他社との価格競争に勝っても、

原価より下げて利益を出せなくなっでは意味がありません。

低価格競争は企業の体力を消耗し、長続きはしません。そのため価格だけでなく、そこから新たな差別化が重要になってきます。

一方、「コスト優位」(低価格戦略)を取らない場合は、二つ目の「高付加価値戦略」を選択することになります。これは、顧客から商品やサービスの高付加価値を認めてもらい、高い価格でも納得して買ってもらおう販売方式です。

■価値を認めるのは顧客■
消費者は「安い方がよいが、ただ安ければそれでよい」というものではないという考え方をもっています。消費者は必ずしも安さだけを重視している訳ではありません。「たいして内容に差がないのなら安い方を買おう」という極めて合理的な選択をしているだけです。

したがって、顧客に「あの商品がよい」「あの店がよい」と思ってもらう必要があります。「他社にはない商品」「他社よりサービスがよい」「顧客対応がよい」などの強みがあれば、欲しいと思う顧客は最低価格でなくても、その企業から購入することになります。

例えば、入園料は決して安いとは言えない東京ディズニーランドの顧客の90%以上はリピーターです。入園料がもっと安い遊園地はたくさんあるにも関わらず利益を確保しているのは、競合遊園地よりも価値があると顧客が認めている証拠です。「顧客にとっての価値」が差別化のポイントなのです。

■顧客視点の差別化を■
顧客に対してどのような価値(＝お客様にとっての価値)を提供するかを決めることが重要ですが、それには、顧客にとってより良い価値とはどういう価値なのかを知らなければなりません。

差別化戦略を立てるには、まずは販売ターゲットとなる顧客にどういった満足をしてもらいたいのかを決めることから始めますが、顧客視点に立つてプラスになる提案ができるかどうかのポイントです。差別化は、自分達の「強み」をキーワードに考えます。「自社の強みを磨いて顧客にとっての満足度をより満たす価値を提供する」ということが差別化の近道です。「どんな価値を、どんな自社の強みを使って提供するのか」という基本方針に沿って、企業にあった具体的な計画を立案しましょう。

●差別化を考えるための視点●

差別化の視点	一般的な例
商品・サービスの 特徴、ブランド力、 信用、販売実績	高性能、使いやすさ、 地域密着、元祖、 希少価値、安心安全
付帯サービス	提供スピード、アフター サービス、ポイント還元、 リピーター特典
顧客対応力	親しみやすい、商品知識が 豊富、顧客の好みに合わせ た対応、迅速な対応

平成29年度税制改正にみる 中小企業の設備投資に係る 固定資産税の特例の拡充

～地域・業種を限定し、対象設備を追加～

平成29年度税制改正関連法が3月27日、国会で可決・成立しました。今年度税制改正においても中小企業向けの項目が盛り込まれていますが、「生産性の向上」や「攻めの投資」を後押しする観点から行われた、設備投資に対する様々な税制支援措置に注目が集まっています。

そこで今号では、これらの中から、内容の一部が拡充された「中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例」の概要についてふれてみました。

改正の背景

GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題となっています。特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービスの生産性向上を促すため、「中小企業等経営強化法」の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に、一定の工具・器具備品・建物附属設備等が追加されることになりました。

改正前の制度

改正前の制度内容は、中小企業者等が平成28年7月1日から平成31年3月31日までの間に、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に基づき機械装置を新たに取得した場合、その機械装置に係る固定資産税について、最初の3年間、課税標準を2分の1に軽減する措置です。

この制度は、平成28年度税制改正において創設されたもので、赤字法人にも課される固定資産税の軽減措

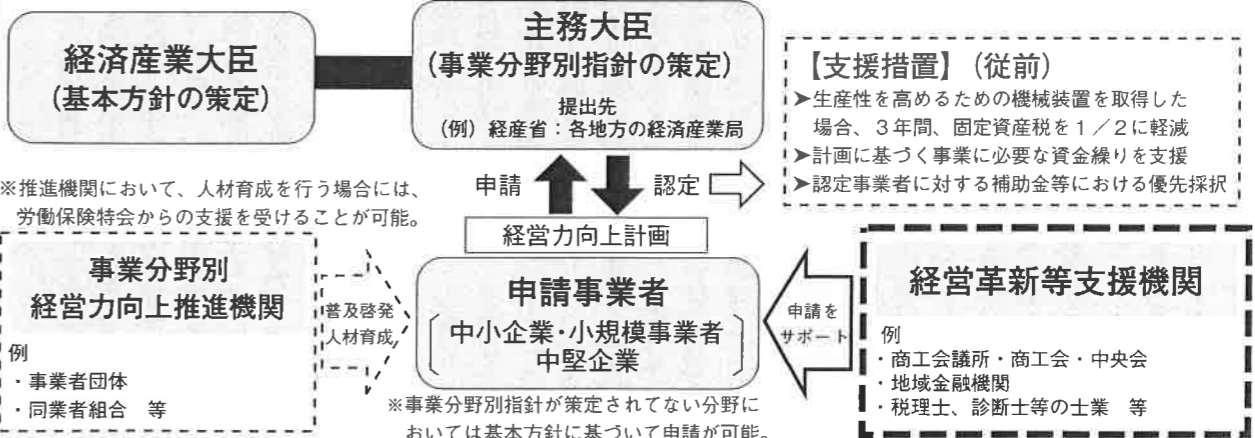
置のため、赤字比率の高い中小企業にも効果があると注目されました。制度の適用対象となる機械装置とは、①販売開始から10年以内のもの、②旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの、③1台または1基の取得価額が160万円以上のいずれにも該当する生産性向上設備(新品が対象)とされています。

ただし、特例措置を受けるためには、前記要件①、②を満たすことを確認できる工業会等の証明書の取得、そして、中小企業等経営強化法の経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受ける必要があります。

この固定資産税減額特例の前提となる中小企業等経営強化法の認定事業者数については、平成29年2月28日現在、1万6146件となっております。認定件数の8割を占める製造業(1万2158件)を筆頭に、次いで建設業(857件)、卸・小売業(804件)などと続きます。

地域別では、関東の6053件、近畿の3481件、中部の2575件、九州・沖縄の1434件、中国の1019件、東北の645件、四国の577件、北海道の362件の順となっております。

〈中小企業等経営強化法のスキーム〉



改正の内容

平成29年度税制改正により、対象設備に、これまでの機械装置に加え、中小サービス業でも活用される一定の測定工具・検査工具・器具備品・建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)が追加されました。ただし、追加設備については「対象となる地域と業種を限定」し、重点的に支援することとされています。

追加設備の適用範囲

追加された対象設備は、測定工具・検査工具(30万円以上、販売開始5年以内)、器具備品(30万円以上、販売開始6年以内)、建物附属設備(60万円以上、販売開始14年以内)となっています。

適用対象となる地域・業種

また、追加設備が適用対象となる地域と業種については、①最低賃金が全国平均(823円)未満の地域は全ての業種、②最低賃金が全国平均以上の地域は労働生産性が全国平均未満の業種に限定されます。

現在、最低賃金が全国平均以上の地域は、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の7都府県のため、これら以外の40道県では全ての業種

が対象となります。

東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の7都府県でも、労働生産性が全国平均未満の業種を対象に、一定の工具・器具備品・建物附属設備について固定資産税の特例を受けることができますが、該当業種については、各都府県によってそれぞれ定められています。詳しくは、中小企業庁HPに掲出の「経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について」をご参照下さい。(※地域の判断は、本店の所在地ではなく、設備の所在地であることに注意下さい。)

なお、機械装置については、これまで通り、引き続き全地域の全業種が適用対象となります。

適用時期

前記の改正は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得をした場合に適用されます。

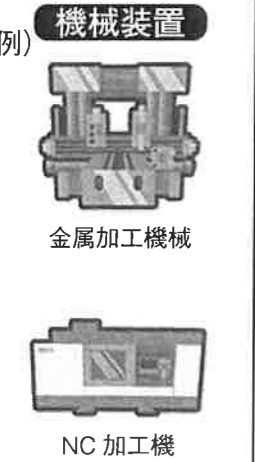
税制改正大綱には、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることを鑑みて、平成30年度末までの時限措置を厳守することが明記されています。つまり、残余の2年間に限り、地域・業種を限定した上で対象設備を追加する拡充内容となっております。

〈中小企業者等の固定資産税の特例の適用範囲〉

対象業種	対象設備	取得価額要件	販売開始時期	生産性向上要件
全業種	機械装置	単品160万円以上	10年以内	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
H29年度改正で追加 業種制限 (地域・業種を限定)	測定工具 及び検査工具	単品30万円以上	5年以内	
	器具備品	単品30万円以上	6年以内	
	建物附属設備 (償却資産に限る)	単品60万円以上	14年以内	

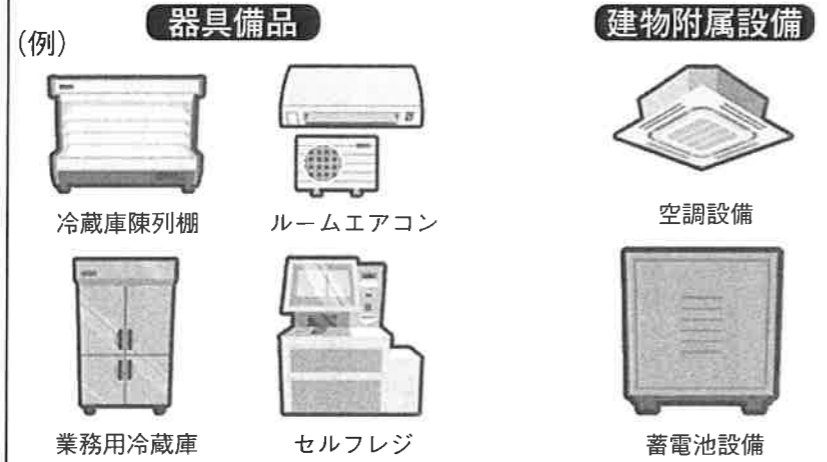
今までは…

対象が機械装置等に限定



ココが変わる！

サービス業でも使いやすいよう、器具備品や建物附属設備などを対象に追加します。





労働者名簿と賃金台帳、出勤簿の整備と保存期間

事業主は労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を必ず整備し保存する義務があります。いずれの書類も必要事項が記載されていけばどのような様式でもかまわないことになっています。

①労働者名簿

労働者名簿とは、本社と営業所のように事業場が異なっても、各事業場ごとに備え付けが義務付けられた労働者の名簿のことです。使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を各労働者について調製(作成、保存)し、労働者の氏名、生年月日、履歴などの事項を記入しなければなりません。記入すべき事項に変更があった場合においては、遅滞なく訂正しなければなりません。記載事項は次のとおりです。

- ①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤雇入年月日、⑥従事する業務の種類(従業員が30名未満の場合は必要なし)、⑦履歴、⑧退職年月日及びその事由、⑨死亡年月日及びその原因
- 保存期間は、労働者の死亡、退職または解雇の日から3年間。

賃金台帳とは、賃金計算の算出基礎となる事項および賃金額等について、それを支払う都度作成が義務付けられた賃金の台帳のことです。記載事項は以下のとおりです。

- ①氏名、②性別、③賃金計算期間(日雇い労働者を除く)、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦休日労働時間数、⑧深夜労働時間数(労働時間等の適用除外者は深夜労働時間数のみ)、⑨基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額(現物給与はその評価額)、⑩賃金の一部を控除した場合は、その金額(保険料、労使協定で定めたもの)
- 保存期間は、最後の賃金を記入した日から3年間。

③出勤簿

使用者が自ら始業・終業時刻を記録したもの、タイムカード等の記録、残業命令書及びその報告書、労働者が自ら労働時間を記録した報告書などが該当します。

保存期間は、労働者の最後の出勤日から3年間。

政府は、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現への法改正の方向性などを盛り込んだ実行計画を取りまとめました。

それによると、長時間労働の是正に向けて労働基準法を改正し、繁忙期などには時間外労働が年間720時間を超えないことを前提に、休日労働を含め最も忙しい月では最大月100時間未満、2か月から6か月のいずれの期間の平均も80時間を上限とするなどの規制を導入するとされています。

一方、年間720時間の上限に休日労働が含まれておらず、規制の抜け穴になりかねないという指摘があることについて、政府は休日労働を継続的に強いる労使協定は現実的ではなく、そのような懸念はあたらぬ説明しています。

残る焦点となっていた上限規制を適用しない業種について、業界団体などの調整の結果、研究開発職を明記したほか、医師は2年後までをめどに規制の在り方を検討します。

残業上限や同一賃金など働き方改革へ実行計画

さらに、退勤から次の勤務開始までに一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の導入に向けた企業の努力義務を課すことを、労働時間等設定改善法を改正して盛り込むことも明記しました。

また同一労働同一賃金の実現に向けては、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の3法を改正し、非正規労働者が正社員との間の不合理な待遇差の是正を求めた場合、裁判に訴えられるようにするための規定を設けるなどとしています。

政府は近く労働政策審議会での審議を始め、改正法案の策定を急ぐ方針。今秋の臨時国会までに長時間労働の是正に向けた労働基準法や労働時間等設定改善法、それに同一労働同一賃金を実現するための労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の改正案を提出し成立を図りたい考えです。

ただ、新たな制度を導入するにあたっては、企業活動への影響も大きいことから成立したとしても改正法の施行までには一定の準備期間が設けられることも予想されます。



◆平成29年度税制改正◆ 災害に関する税制上の整備

災害が発生した際の被災者・事業者への対応については、国税通則法や災害減免法といった各税法において、申告・納付期限の延長や、税の減免などが措置されています。このように、きめ細やかに対応するとの考えの下、被害の状況や規模などにより、これまでは、災害ごとに税制上の対応が検討されてきました。

災害税制の常設化

しかし近年、災害が頻発している現状を踏まえて、被災者や被災事業者の不安を早期に解消し、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応をする観点から、平成29年度税制改正により、災害への税制上の対応の規定が常設化されました。

具体的には、①全ての災害に適用される措置(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付など)と、②「特定非常災害特別措置法」等の他法令の対象となる災害に適用される措置(被災代替資産等の特別償却など)に分けて常設化されました。

申告等の期限延長制度の拡充
また、災害等による申告等の期限延長制度の拡充も行われました。

これまでの期限延長制度は、国税庁長官が地域及び延長する期日を指定して告示する「地域指定」と、納税者の申請に基づき税務署長が延長する期日を指定する「個別指定」の2種類となっていました。

今回の改正では、これらの制度に加え、災害等のやむを得ない理由により多数の納税者が期限までに申告等ができないと国税庁長官が認めた場合、告示により「その対象者の範囲と延長する期日を指定」する制度が追加されました。

これにより、災害だけでなく、例えば、確定申告期限間に、国税庁のシステム障害により、e-Taxで申告ができなくなる等の場合には、その対象者の範囲及び期日を指定することが可能となり、納税者自ら申請をしなくても申告等の期限の延長が行われるようになります。

5月の税務と労務

- 税務—
- ★特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日
 - ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2)通知期限…5月31日
 - ★自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
 - ★鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
 - ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
 - ★3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
 - ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
 - ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…5月31日
 - ★9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月31日
 - ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
 - ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…5月31日
 - ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日
- 労務—
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月31日

ゴーイングコンサーン

ゴーイングコンサーンという言葉をご存知でしょうか。これは企業会計の言葉で「企業活動は永遠に続く」と仮定することです。この仮定が成立していることを前提に各種制度の論議が構築されています。▼会社は社員とその家族の経済基盤の場であり、社会に必要な商品やサービスを提供する生産活動の源でもあります。そのため経営者の最大の使命は「倒産や廃業をしないような永続的経営」に尽力することといえます。▼会社は

世の中の人々にとって必要な商品を作って、買ってもらって、儲けることで存続していくことができます。そして、その儲けで、また世の中の動きに合わせて、多くの人に買ってもらう商品を作り出していくことができます。ただ利益を稼げるだけ稼げばよいのではなく、企業を継続していくために必要な利益は確保しつつも、残りの利益は顧客、取引先、従業員などへ還元し、社会に貢献することが企業の存在意義ともいえます。